

旧小千谷総合病院跡地整備事業に関するPFI事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧小千谷総合病院跡地整備事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施するにあたり、PFI事業者の選定について透明性と公平性を確保することを目的として、旧小千谷総合病院跡地整備事業に関するPFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査し、意見を述べるものとする。

- (1) 事業者の選定方式に関すること
- (2) 事業者の選定に関すること
- (3) 提案書等の審査及び評価に関すること
- (4) その他委員会で協議することが必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) PFI事業の実施に関する金融、法務、技術等の専門知識及び経験を有する学識経験者
- (2) 旧小千谷総合病院跡地整備事業に対し、豊富な知識を有する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員長は、検討結果を市長に報告しなければならない。

(解散)

第7条 委員会は、「旧小千谷総合病院跡地整備事業」の事業契約が締結されたときをもって、解散する。

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、小千谷市建設課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年9月1日から施行する。